

1 生徒支援に係る基本理念（学校は学ぶ場である）

本校の使命は、尾道市立の唯一の夜間定時制高校として「明明徳」の建学精神を継承し、職場と学校の両立を支援することを通して、社会の中で自立し自分らしい生き方を実現していくために必要な能力や態度、豊かな人間性を身に付けた人材を育成することである。

生徒一人一人が自身をありのままに認め自己理解を深めることを基盤とし、他者とのかかわりの中で自ら選択、判断、実行し、その言動に責任を持つことができる力（自己指導力）を育てたい。

したがって、この使命を達成するとともに、すべての生徒が安心して学ぶことができるように、本校では学校生活を送るにあたって、「責任を持って行動する」「人権を尊重する」「社会人としてのルール・マナーを守る」ことを基本とする生徒心得を定めることとする。

2 生徒に求める基本姿勢（生徒心得）

- （1）尾道南高校の生徒としての自覚と責任を持って行動すること。
- （2）一人一人の人権を尊重するとともに、人を傷つける発言や行為を絶対しないこと。
- （3）社会人としてのルール・マナー及び法律を守ること。
- （4）学校施設や備品等、公共物を大切にすること。

3 尾道南高校の生徒として、また社会人として守ることについて

- （1）法律及び社会人としてのルールやマナーを守る。
- （2）敷地内全面禁煙とする。
 - ・敷地内において喫煙しない。
 - ・年齢を問わずこれを守る。
 - ・20歳未満の生徒の喫煙は校外（学校近隣以外）であっても指導の対象とする。
- （3）器物破損等で責任の所在がはっきりした場合は弁償する。
- （4）授業を大切にすること。
 - ・スマートフォンを使用する等、集中して授業を受けられていない場合、担任や生徒支援部が面談指導を実施する。それでも改善されない場合、保護者に協力を要請し、指導・支援を継続して行う。

4 車両通学について

- （1）登下校時における自転車・原付・自動二輪車・自動車等の使用については、「車両通学願」を提出する。
- （2）交通法規やルールを守って通学する。
- （3）原付・自動二輪車・自動車は、免許を取得してから乗る。未成年者の場合は、保護者の同意のもとで乗る。
- （4）マフラーの排気騒音については、第一種原付車（～50CC）では近接84dB。第二種原付車（50～125CC）は近接90dB。軽二輪自動車（125～250CC）は近接94dB、加速82dB。小型二輪自動車（250CC～）は近接94dBを越えないようにする。
- （5）原付・自動二輪車・自動車は違法改造しない。
 - 禁止行為があった場合は改善を求め、保護者連携し協力を要請する。

5 問題行動に対する特別な指導の概要

(1) 次の行為については特別な指導を行う。

- ①暴力行為・いじめなど
- ②法律に触れる行為（占有離脱物横領罪等）
- ③学校内での喫煙・飲酒行為
- ④施設・設備を故意に壊す行為
- ⑤他人の尊厳を傷つける言動
- ⑥SNS上でのトラブル及び青少年育成条例違反

(2) 管理職・生徒支援部・担任等が協議をし（生徒支援部が進行）、指導形態・内容を確認する。

(3) 指導の形態及び内容

	内容
形態	特別な指導を行う。生徒支援部や担任（状況によって管理職）等が中心となり、生徒を指導する。
指導	反省指導を実施する。
期間	原則、申し渡し後の放課後3日間（いじめ・SNS上でのトラブル及び青少年育成条例違反等については別途協議する。）
流れ	・生徒支援部・担任等が生徒に対して、事実確認を行い、生徒を下校させる。 ・担任から保護者に連絡をし、申し渡しの日程を調整する。 ・申し渡し後は、授業反省指導を受け、放課後（21：10～21：25）に生徒支援部からの面談指導を受ける。 ・本人が指導を受ける意思があり、保護者の都合で申し渡しができない場合は、授業および放課後指導を先行し、解除までに保護者に来校してもらう。
備考	日常的に担任・生徒支援部と連携するとともに、逐次、管理職に報告する。また、職員連絡会等を利用して職員への指導状況等の周知も図る。

(4) 特別な指導の手順（①～⑥）

- ① 問題行動を起こした生徒に対して、事実確認を行う。
- ② 事実確認後、担任は保護者に連絡をし、生徒を下校させる。
- ③ 管理職・生徒支援部・担任等が協議をし、生徒に対して特別な指導（学校反省）を行うことを確認する。
- ④ 保護者・生徒召喚の上で、管理職から特別な指導の申し渡しを行う。
- ⑤ 特別な指導は、授業の際に反省日誌をつけさせ、放課後（21：10～21：25）に面談を実施し、生徒自身が自分の課題や目標等を見出すことができるように指導する。
- ⑥ 生徒指導主事・担任が特別な指導中の生徒状況を確認し、生徒指導主事（状況によって管理職）が特別な指導の解除を行う。

※特別な指導の関係で、欠課時数がオーバーした科目がでた場合にはオーバー分だけ補充を実施することができる。

(5) 重大事案発生時の対応

「学校から警察へ連絡に関するガイドライン」に基づき、警察に連絡するとともに保護者と連携し、問題行動の再発防止と自立への支援に取り組む。